33　放電加工機用人造黒鉛（別表第１及び別表第４に掲げるものを除く。）
34　パラアラミド繊維又はパラアラミド繊維を用いたフィラメント若しくはテープ状のもの（別表第１に掲げるものを除く。）
35　数値制御を行うことができる工作機械又は数値制御装置として機能することを可能にするプログラム若しくはそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体であって、次のいずれかに該当するもの（別表第１及び別表第４に掲げるものを除く。）
⑴　旋削をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が２以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　移動量が１メートル未満の直線軸のうち、いずれか１軸以上の一方向位置決めの繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの
イ　移動量が１メートル以上の直線軸のうち、いずれか１軸以上の一方向位置決めの繰返し性が0.0011ミリメートル以下のもの
⑵　フライス削りをすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの
ア　輪郭制御をすることができる直線軸の数が３であり、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が１のものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　移動量が１メートル未満の直線軸のうち、いずれか１軸以上の一方向位置決めの繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの
(ｲ)　移動量が１メートル以上の直線軸のうち、いずれか１軸以上の一方向位置決めの繰返し性が0.0011ミリメートル以下のもの
イ　輪郭制御をすることができる軸数が５以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　移動量が１メートル未満の直線軸のうち、いずれか１軸以上の一方向位置決めの繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの
(ｲ)　移動量が１メートル以上４メートル未満の直線軸のうち、いずれか１軸以上の一方向位置決めの繰返し性が0.0014ミリメートル以下のもの
(ｳ)　移動量が４メートル以上の直線軸のうち、いずれか１軸以上の一方向位置決めの繰返し性が0.006ミリメートル以下のもの
ウ　ジグ中ぐり盤であって、いずれか１軸以上の直線軸の一方向位置決めの繰返し性が0.0011ミリメートル以下のもの
⑶　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が２以上のもの
⑷　電子制御装置を取り付けることができる工作機械であって、深穴ボール盤又は旋削をすることができるもの（深穴あけをすることができるものに限る。）であり、深さが5,000ミリメートルを超える穴をあけることができるもの
⑸　数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって、輪郭制御をすることができる軸数が５以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体
36　ロックウェル硬さが40以上である歯車を仕上げ加工するよう設計した工作機械であって、ピッチ円直径が1,250ミリメートルを超え、かつ、歯幅がピッチ円直径の15パーセント以上の平歯車、はすば歯車若しくはやまば歯車のうち国際規格ＩＳＯ1328（円筒歯車－ＩＳＯ方式による精度）で定める精度が３級以上のものを仕上げ加工することができるもの又はその部分品、付属品、若しくは制御装置（別表第１に掲げるもの及びこの表の35に該当するものを除く。）
37　原子周波数標準器であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　宇宙用に設計したもの
⑵　ルビジウムを用いていないものであって、30日間連続して発振したときの安定度が1,000億分の１未満のもの
⑶　宇宙用に設計していないものであって、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　ルビジウムを用いたもの
イ　30日間連続して発振したときの安定度が1,000億分の１未満のもの
ウ　消費電力が１ワット未満のもの
38　放射線による影響を防止するように設計した電子計算機若しくはその附属装置（民間航空機のために設計したものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
⑴　全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの
⑵　吸収線量がシリコン換算で１秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの
⑶　単事象障害によるエラー率が１日当たり１億分の１毎ビット未満となるように設計したもの
39　無線送信機又は無線受信機若しくはその附属品若しくは部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの（出力が1.0ワット以下のものを除く。）
ア　使用者によって拡散符号の書換えができるもの
イ　送信帯域幅が情報チャネルの帯域幅の100倍以上であり、かつ、50キロヘルツを超えるもの（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したもの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するように設計したものを除く。）
⑵　チャネルの数が1,000を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものを除く。）であって、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　チャネル切換え所要時間が１ミリ秒未満のもの
イ　電磁波スペクトラムを自動的に走査することができるもの
ウ　受信信号又は送信波の種類を特定することができるもの
40　39に該当するものの設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品
41　無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（４及び32に該当するものを除く。）
⑴　無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置
⑵　無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置
42　音波を利用した水中探知装置若しくはその部分品又はプログラム若しくはそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体であって、次のいずれかに該当するもの（13(⑷を除く。）に該当するものを除く。）
⑴　水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの
ア　送信周波数が５キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が５キロヘルツ以上10キロヘルツ未満であって、音圧レベルが224デシベルを超えるもの
イ　動作周波数が10キロヘルツ以上24キロヘルツ以下であって、音圧レベルが224デシベルを超えるもの
ウ　動作周波数が24キロヘルツ超30キロヘルツ未満であって、音圧レベルが235デシベルを超えるもの
エ　動作周波数が100キロヘルツ未満であって、ビーム幅が１度未満の音響ビームを成形することができるもの
オ　計測距離が5,120メートルを超えるように設計したもの
カ　1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　水圧を補正することができる送受波器を有するもの
(ｲ)　チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信用素子以外の送受信用素子を組み込んだ送受波器を有するもの